

評価方法について（非住宅の場合）

- ・延べ床面積の大きさに応じて、評価項目ごとに A、B-1、B-2 のいずれかの方法で省エネ性を判断する。
- ・新築、増改築、大規模修繕等のいずれの場合でも、判断方法と判断基準値は同一である。

	A.性能基準による判断方法	B.仕様基準による判断方法	
		B-1 ポイント法	B-2 簡易なポイント法
適用できる建物の延べ床面積	制限なし	5,000 m ² 以下	2,000 m ² 未満
外皮の省エネ性	PAL ≤ 判断基準値	ポイント（外皮） ≥ 100	簡易なポイント（外皮） ≥ 100
空調設備の省エネ性能	CEC/AC ≤ 判断基準値	ポイント（空調） ≥ 100 分散型設備のみ適用可	簡易なポイント（空調） ≥ 100 分散型設備のみ適用可
換気設備の省エネ性能	CEC/V ≤ 判断基準値	ポイント（換気） ≥ 100	
照明設備の省エネ性能	CEC/L ≤ 判断基準値	ポイント（照明） ≥ 100	簡易なポイント（照明） ≥ 100
給湯設備の省エネ性能	CEC/HW ≤ 判断基準値	ポイント（給湯） ≥ 100	簡易なポイント（給湯） ≥ 100
エレベーター設備の省エネ性能	CEC/EV ≤ 判断基準値	ポイント（EV） ≥ 100	

A 性能基準による判断方法

省エネルギー性能指標（PAL や CEC という係数）を計算して、その指標が建築用途別に示されている判断基準値より小さいことを確認して判断する方法です。計算が煩雑な面もありますが、指標に基づくので制度が高い判断方法です。

B 仕様基準による判断方法

通称、「ポイント法」「簡易ポイント法」と呼ばれるものであり、性能基準よりも簡便な方法である反面、精度が悪かったり、空調設備においては、仕様基準を適用できるシステムに限られる等の制約もあります。

簡易ポイント法はポイント法と同様の計算手法ですが、評価項目を減らすことや算出の計算を簡易にすることで算出に要する作業量をさらに削減しています。